

第107号議案

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例

島根県附属機関設置条例（昭和43年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県特別職報酬等審議会の項中「給料」の次に「及び退職手当」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。